

令和3年度 法改正版

# 区・自治会の法人化

## 認可地縁団体申請

### の手引き



海津市 市民活動推進課

## 1. 認可地縁団体になれる団体

認可地縁団体になれるのは、地方自治法第260条の2第1項における「地縁による団体」です。地縁による団体とは、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義されます。区・自治会のような区域に住んでいる人が誰でも構成員となれる団体は、原則として「地縁による団体」と考えられます。名称は自治会でなくても構いません。（例：区、町内会）

次のような団体は、自治会であっても認可地縁団体になることはできません。

- ①会員に対して住所以外に性別や年齢などが限定された団体（青年団や婦人会など）
- ②活動目的が限定された団体（スポーツ少年団や伝統芸能保存会など）

## 2. 認可制度について

今まで自治会が不動産等を所有する場合、自治会等に法人格がなかったため、会長の個人名義や会員の共有名義という形で不動産登記が行われていました。しかし、転居や死亡により名義人が会員でなくなったとき、名義変更や相続などに関する問題が生じていました。そこで、平成3年4月に地方自治法が改正され、市町村長の認可を得て法人格を得ることにより、自治会名義で不動産登記ができるようになりました。この市町村長の認可を受けた自治会等を「認可地縁団体」といいます。

また、令和3年度までは認可の目的が不動産等の保有に限定されていたため、不動産を有していない自治会等は、認可地縁団体として法人格を取得できず、自治会名義で契約を締結することを断念していました。しかし、近年、高齢者等への生活支援や地域交通の維持、地域の特産品開発・マーケット運営等の経済活動などを行っている自治会等が増加していることを踏まえ、地方自治法の改正により、令和3年11月26日から不動産を保有しなくても認可地縁団体になることができるようになりました。

## 3. 認可要件について

法人格を得るために組織された名前だけの自治会等や、区域の中で極めて少人数の者が組織する集まりのように、区域内で安定的に存在している団体とは言い難い団体は認可の対象とはなりません。

自治会が法人格を得るためには、市長の認可が必要です。認可したことにより、法人格を得たことを第三者に対抗できるようになるため、自治会が地縁による団体として現に明確な形で存在することを確認したうえで認可を行います。

認可を受けるためには、次の4つの要件をすべて満たしていることが必要です。

1	<p>地縁による団体の存する区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。（法第260条の2第2項第1号）</p> <p>* 地域的な共同活動とは、清掃美化活動や集会施設の管理や親睦事業など一般的な自治会活動のことです。現にその活動を行っている（現に存在する）自治会等と認められること。（認可にあたり、新たな自治会等を設置することはできません。）</p>
---	---

2	<p>地縁による団体の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。（法第260条の2第2項第2号）</p> <p>*河川や・道路等で区域が画されているなど、住民にとって自治会の区域がわかる状態であること、という意味です。また、自治会等が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならないこと。（認可にあたり、新たな区域等を設定することはできません。）</p>
3	<p>地縁による団体の区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員になっていること。（法第260条の2第2項第3号）</p> <p>*その区域に住むすべての個人が加入できる、という意味です。世帯を単位とすることは認められず、また、区域に住所があること以外に、加入条件（年齢・性別・国籍等）を付けてはいけません。相当数とは、概ねその区域の住民の過半数が構成員となっていること。</p>
4	<p>規約を定めていること。（法第260条の2第2項第4号関係）</p> <p>*規約には、①目的 ②名称 ③区域 ④主な事務所の所在地 ⑤構成員の資格に関する事項 ⑥代表者に関する事項 ⑦会議に関する事項 ⑧資産に関する事項が必ず定められていること。</p>

#### 4. 認可申請の事前準備

まずは、認可申請をすることについて、区・自治会の中でよく話し合いをしてください。

認可地縁団体の認可を受けるためには、現行の規約に基づいて（設立）総会を開催し、認可申請を行うかどうかの議決を行う必要があります。

また、それ以外にも、申請に必要となる下記の重要事項を総会にて決定しておくことも必要です。

##### (1) 規約の決定

（設立）総会を開催する前に、規約案が適切なものかどうか市民活動推進課に相談してください。Tel 0584-53-3194。

※適切でない規約を（設立）総会で議決された場合は、再度、適切な規約を議決していただくこととなります。

##### (2) 構成員の確定

認可申請には構成員名簿を添付しますが、この名簿により相当数のものが構成員となっているかを判断します。

なお、認可申請には、氏名及び住所を明記した構成員名簿を添付することが要件となっています。

##### (3) 代表者の決定

認可申請は、当該団体の代表者が行うことになっています。

##### (4) 不動産の確定（不動産の保有を予定する場合）

保有または保有予定の資産を確定します。保有資産目録（又は保有予定資産目録）を作成します。

## 5. 認可申請の流れ

認可申請の流れは、下記のとおりになります。

- (1) 自治会等で、法人格取得のための認可申請についての話し合い（意見集約）  
↓
- (2) 市民活動推進課へ事前相談  
↓
- (3) 規約の見直し（総会に提出する規約案は、市民活動推進課の承認を受けてください。）  
↓
- (4) 自治会等で現在の規約に従い、**（設立）総会を開催し、**以下の事項について議決を得ます。  
（役員会などでの議決は認められません。また、必ず**議事録を作成**してください。）
  - ア 規約の改正
  - イ 認可申請することの議決
  - ウ 代表者の決定
  - エ 構成員の確定

\*このほかにも、認可地縁団体としての事業計画案や予算案、財産目録（不動産等）の確定など必要に応じて議決する必要があります。

  
↓
- (5) 申請に係る書類の作成および提出  
\*（設立）総会后、すみやかに提出をお願いします。  
↓
- (6) 市民活動推進課にて提出書類の確認  
↓
- (7) 認可要件審査（書類等に不備があった場合は再提出を求めます）  
↓
- (8) 市長による認可の告示（第三者への効力の発生）  
認可を受けた自治会等が法人格を得たことを市長が告示することにより、法人となったこと及び告示事項を第三者に対し対抗できることとなります。  
通常、申請を受け付けてから認可されるまでの処理期間は、1ヶ月以内です。

## 6. 認可申請の手続き

実際の申請にあたっては、次の書類を市民活動推進課に提出してください。

- (1) 認可申請書
- (2) 規約  
(設立)総会前に市民活動推進課と相談してください。
- (3) 認可を申請することを総会で議決したことを証する書類  
総会での議決が必要となるため、議事録の写し（議長及び議事録署名人2人以上の署名・捺印のあるもの）
- (4) 構成員の名簿  
認可申請する地縁団体に加入している世帯構成員を含めた区・自治会構成員の名前、住所を記載したもの全員の住所・氏名が記載されていること。
- (5) 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域活動を現に行っていることを記載した書類  
総会の資料(事業報告書・決算書・事業計画・予算書など。2年分が望ましい。)
- (6) 申請者が代表者であることを証する書類  
代表者に決定された者の承諾書等で本人の署名・捺印のあるもの。
- (7) 区域図（法第260条の2第4項関係）  
地縁団体の区域が明確に色付け等された現況の図面。

地縁団体認可申請確認チェックリスト

No.	項目	備考
1	認可申請書	
2	規約	添付1 市民活動推進課に相談したもの
3	認可申請について総会で議決したことを証する書類	添付2 議事録
4	構成員名簿	添付3
5	地域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類	添付4 前年度の総会資料等
6	申請者が代表者であることを証する書類	添付5-1
7	代表者の職務執行停止の有無（規則第19条関係）及び 職務代行者選任の有無（規則第19条関係）	添付5-2
8	代理人の有無（規則第19条関係）	添付5-3
9	区域図	添付6
10	特例民法法人が認可地縁団体に移行する場合には、租税特別措置法施行令第四十四条の二第一項に規定する総務大臣が定める基準を満たすことを明らかにする書類	特定民法法人のみ
11	特定一般社団法人又は特定一般財団法人が認可地縁団体に移行する場合には、地方税法施行令第二十三条第六項に規定する総務大臣が定める基準を満たすことを明らかにする書類	特定一般社団法人及び 特定一般財団法人のみ

## 7. 認可後の手続き等について

### (1) 法人登記

地縁団体の法人登記は、市長による告示によってこれにかえることとなります。  
法務局への法人登記は必要ありません。

### (2) 認可地縁団体証明書の発行

認可事務が完了すると地縁団体台帳を市で作成します。自治会が不動産登記申請を行う際にこれらの写しによる証明書が必要となります。(手数料 1通300円)

必要部数は、法務局に確認してください。

- 地縁団体台帳証明書の交付請求に必要なもの
  - ・請求はどなたでもできます。
  - ・認可地縁団体告示事項証明書交付請求書
  - ・市民活動推進課にて発行しますので、窓口までお越しください。

### (3) 認可地縁団体としての印鑑登録

不動産登記等に必要な地縁団体の印鑑登録を行うことができます。手続きについては市民活動推進課で受け付けます。(手数料 1通300円)

#### ●地縁団体印鑑登録に必要なもの

- ・認可地縁団体印鑑登録申請書
- ・登録する団体印を持参してください。

登録できる印鑑は1団体につき1つです。また、次のいずれかに該当する印鑑は登録できません。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>①ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの</li><li>②印影の大きさが1辺の長さが8ミリメートルの正方形におさまってしまうもの、又は1辺の長さが30ミリメートルの正方形に収まらないもの</li><li>③印影の不鮮明なもの、縁のないもの又は文字の判読が困難なもの</li><li>④その他市長が不適當であると認めるもの</li></ul> |
|--|

- ・海津市において印鑑登録している当該代表者の個人の印鑑
- ・代表者の印鑑証明書

#### ●地縁団体印鑑登録証明書の交付請求に必要なもの

- ・認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

申請者は代表者又は代理人（地方自治法第260条の8に規定する代理人が選任されている場合に限る。委任状が必要です。）

- ・登録されている団体印
- ・市民活動推進課にて発行しますので、窓口までお越しください。

### (4) 規約や告示された事項に変更があった場合（法第260条の2第11項、法第260条の3関係）

認可後、規約や告示された事項を変更した場合は、変更の手続きが必要です。市長の変更認可・告示がないと、変更された事項や規約の内容は変更したことにはならず、効力がないため第三者に対して対抗できません。

- 規約を変更した場合は次の書類を提出してください。
  - ・規約変更認可申請書
  - ・規約変更の内容及び理由を記載した書類

- ・規約変更を総会で議決したことを証する書類（総会議事録の写し）
- 告示された事項を変更した場合は次の書類を提出してください。
- ・告示事項変更届出書
- ・告示された事項に変更があった旨を証する書類（総会議事録の写しなど）

#### (5) 認可地縁団体にかかる税金等について

認可地縁団体は公益法人等とみなされ、税法上における納税義務者となるため、法人の設立等に関する手続き等を行う必要があります。

詳しくは、税務課まで問い合わせ、又は事前にご相談ください。

税の種類		認可地縁団体		問合せ先
		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合	
市税	法人市民税	均等割のみ課税 減免措置あり ※申請が必要	均等割・法人税割 課税	海津市税務課 市民税係 電話 53-1116
	固定資産税	固定資産税の評価額で課税 集会施設など減免措置あり ※申請が必要	固定資産税の評価額で課税	
県税	法人県民税	均等割のみ課税 減免措置あり ※申請が必要	均等割・法人税割 課税	西濃県税事務所 電話 73-1111
	法人事業税	非課税	課税	
	不動産取得税	減免措置あり ※申請が必要	課税	
国税	法人税	非課税	課税	大垣税務署 電話 78-4101
	登録免許税 (不動産登記)	課税	課税	

### 8. 認可後の留意事項等について

#### (1) 義務について

- ア 財産目録の作成と備置義務（法第260条の4第1項関係）  
財産目録を作成し、常に事務所に備え置いてください。
- イ 構成員名簿の作成備置義務（法第260条の4第2項関係）  
構成員名簿を作成し、常に事務所に備え置くとともに、構成員の変更あるごとに訂正してください。
- ウ 総会開催の義務  
代表者は少なくとも毎年1回、構成員の通常総会を開いてください。（法第260条の13関係）

なお、認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、規約又は総会の決議により、書面による表決に代えて、電磁的方法（WEB会議、テレビ会議、電話会議等）により表決をすることができるになりました。（法第260条の18関係）

エ その他

代表者およびその他代理人が職務を行うについて、他人に加えた損害を賠償する責任があります。（法第260条の6関係）

(2) 認可を受けた団体は、認可後であっても従来からの地縁による団体と同様に住民が自主的に組織して活動するものであり、市の監督指揮下に置かれるわけではありません。（法第260条の2第6項関係）

(3) 認可地縁団体は特定の政党のために活動することが禁止されています。（法第260条の2第9項関係）

(4) 構成員は個人に限られており、区域内に住所を有していても法人・組合等の団体を含めることはできませんが、様々な支援を受ける関係から「賛助会員」として位置づけ、活動に参加することは差し支えありません。

(5) 手続きの窓口

【地縁による団体の認可】

海津市役所 市民環境部市民活動推進課市民協働係 電話（0584）53-3194

【認可地縁団体の印鑑登録・証明】

海津市役所 市民環境部市民活動推進課市民協働係 電話（0584）53-3194

【不動産登記等】

岐阜地方法務局大垣支局 電話（0584）78-3347

【認可地縁団体の課税・課税免除・減免】

●法人市民税

海津市役所 総務部税務課市民税係 電話（0584）53-1116

●固定資産税

海津市役所 総務部税務課固定資産係 電話（0584）53-1111

●法人県民税・不動産取得税

西濃県税事務所 電話：（0584）73-1111(代)

●法人税など国の税金

大垣税務署 電話（0584）78-4101

関係様式（認可申請書）

〇〇年〇〇月〇〇日

海津市長 〇〇 〇〇 様

認可を受けようとする地縁の団体の名称  
及び事務所の所在地

名 称 〇〇自治会

所在地 海津市〇〇町□□△△番地

代表者の氏名及び住所

氏 名 海 津 太 郎

住 所 海津市〇〇町□□△△番地△

認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有するため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

- 1 規約（別添 1）
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類（別添 2）
- 3 構成員の名簿（別添 3）
- 4 良好な地域社会の維持及び又は形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類（別添 4）
- 5 申請者が代表者であることを証する書類（別添 5－1、2、3）
- 6 区域図（別添 6）
- 7 その他

※ 外枠は不要

参考様式（添付2）

〇〇年度 〇〇自治会 △△総会 議事録（例）

日 時：〇〇年〇〇月〇〇日（〇曜日）午後〇時から  
場 所：〇〇集会所 会議室

1. 開催の挨拶 司会者 岐阜 三郎
2. 会長挨拶 自治会長 海津 太郎
3. 議長選出 □□ 一郎

4. 会員の出席状況の確認

会員総数 〇〇〇名（〇〇年〇〇月〇〇日現在）  
出席者数 〇〇〇名（うち委任状による出席者〇〇名）  
欠席者 〇〇名

総会開催の定足数を満たしているため、本日の総会は成立することを確認する。

5. 議 案

第1号議案 〇〇自治会地縁団体認可申請について

〇〇自治会に法人化の趣旨説明を行い、地縁団体の認可申請について総会の議決を得るため、採決を行う。

・採決を行ったところ、全員賛成であったため議案は原案どおり可決された。

第2号議案 認可申請内容の承認について

認可申請の議決に伴い、申請の際に必要な事項についての採決を行う。

- 一. 規約の改定について、別紙の「〇〇自治会規約案」のとおり、規約を改定する。

・採決を行ったところ、次の意見が出された。意見の要旨は次のとおり、

(1) 〇〇〇〇〇〇

(2) 〇〇〇〇〇〇

その後、意見はなく、討論を打ち切り採決を行ったところ全員賛成であったため議案は原案どおり可決された。

- 二. 構成員について規約の第3条の区域に規定する区域に住所を有する個人とし、別紙の「〇〇自治会 構成員の名簿」のとおりとする。

・採決を行ったところ全員賛成であったため議案は原案どおり可決された。

- 三. 代表者について、現自治会長の海津太郎を代表者にする。

・採決を行ったところ全員賛成であったため議案は原案どおり可決された。

- 四. 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

- ・採決を行ったところ全員賛成であったため議案は原案どおり可決された。

以上のとおり、総会で議決したことを証します。

上記の議事の経過の要領を明確にするため、議事録を作り、議長、指名された署名者がこれらに署名押印する。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇自治会総会議事録署名者

議長 □ □ 一 郎 印

署名人 ○ ○ ○ ○ 印

署名人 △ △ △ △ 印

自署又は記名押印

参考様式（添付3）

〇〇自治会 構成員の名簿（例）

〇〇年〇〇月〇〇日現在 NO.〇〇

氏 名	住 所
海津 太郎	海津市〇〇町□□△△番地△
海津 花子	海津市〇〇町□□△△番地△
海津 一郎	海津市〇〇町□□△△番地△
海津 二郎	海津市〇〇町□□△△番地△
海津 三郎	海津市〇〇町□□△△番地△
〇〇 ■■	海津市〇〇町□□▲▲番地
〇〇 □□	海津市〇〇町□□▲▲番地
〇〇 ◇◇	海津市〇〇町□□▲▲番地
〇〇 ▲▲	海津市〇〇町□□▲▲番地
●● ▽▽	海津市〇〇町□□◇◇◇◇番地▲
●● ▼▼	海津市〇〇町□□◇◇◇◇番地▲
●● □□	海津市〇〇町□□◇◇◇◇番地▲
◇◇ ▽▽	海津市〇〇町□□●●番地◆◆
◇◇ ▼▼	海津市〇〇町□□●●番地◆◆
◇◇ 〇〇	海津市〇〇町□□●●番地◆◆
◎◎ ●●	海津市〇〇町□□▽▽番地□□
◎◎ □□	海津市〇〇町□□▽▽番地□□
◎◎ △△	海津市〇〇町□□▽▽番地□□
◆◆ 〇〇	海津市〇〇町□□■■■■番地
◆◆ ■■	海津市〇〇町□□■■■■番地

名簿登載者数〇〇人（累計〇〇〇人）

参考様式（添付5－1）

地縁による団体の代表者の承諾書

地縁による団体の名称

.....

地縁による団体の事務所の所在地

.....

私は、〇〇年〇〇月〇〇日の△△総会議決において、〇〇年〇〇月〇〇日から上記の地縁による団体の代表者となることを承諾しました。

〇〇年〇〇月〇〇日

住 所

.....

氏 名

..... 印

※ 外枠は不要

参考様式（添付5－2）

代表者の職務執行停止の有無ならびに職務代行者選任の有無

〇〇年〇〇月〇〇日

地縁による団体の名称\_\_\_\_\_

代表者名\_\_\_\_\_

1 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無

(1) 有

(2) 無

2 裁判所による代表者の職務代行者選任の有無

(1) 有 …… 職務代行者選任有りの場合

職務代行者 氏 名\_\_\_\_\_

住 所\_\_\_\_\_

(2) 無

※ 裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者選任は、裁判所において民事保全法第24条（仮処分の方法）により、仮処分命令の申立ての目的を達するために行う処分です。  
該当者のない団体は、「無」の番号に○をしてください。

※ 外枠は不要

代理人の有無	
〇〇年〇〇月〇〇日	
地縁による団体の名称 _____	
代表者名 _____	
1 代理人の有無	
(1) 有     代理人有りの場合	
代理人     氏 名 _____	
住 所 _____	
(2) 無	

※ 「代理人」は、地方自治法第 260 条の 8 の代理人及び地方自治法第 260 条の 10 の特別代理人をいいます。該当のない団体は、「無」の番号に○をしてください。

参考：地方自治法

第 260 条の 8 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第 260 条の 9 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

第 260 条の 10 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

※ 外枠は不要

参考様式（規約変更認可申請書）

〇〇年〇〇月〇〇日

海津市長 〇〇 〇〇 様

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称 〇〇自治会

所在地 海津市〇〇町□□△△番地

代表者の氏名及び住所

氏 名 海津 太 郎

住 所 海津市〇〇町□□△△番地△

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 3 第 2 項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

※ 外枠は不要

参考様式(規約変更の内容及び理由を記載した書類)

規 約 変 更 の 内 容 及 び 理 由

認可地縁団体名 ○○自治会

変更前の内容	(事務所) 第4条 本会は、事務所を岐阜県海津市○○町○○ <u>□□△△</u> <u>番地</u> に置く
変更後の内容	(事務所) 第4条 本会は、事務所を岐阜県海津市○○町○○ <u>□□■</u> <u>番地</u> に置く
変更の理由	代表者の自宅を事務所としており、代表者が変更したため

参考様式（告示事項変更届出書）

〇〇年〇〇月〇〇日

海津市長 様

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称 〇〇自治会

所在地 海津市〇〇町□□△△番地

代表者の氏名及び住所

氏 名 海津 太 郎

住 所 海津市〇〇町□□△△番地△

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第 260 条の 2 第 11 項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

海津 太郎 海津市〇〇町□□△△番地 から

岐阜 三郎 海津市〇〇町□□◇◇番地□□ ～変更

2 変更の年月日

〇〇年〇〇月〇〇日

3 変更の理由

〇〇年度〇〇自治会総会議決による

(別添書類)

1 〇〇自治会総会で議決したことを証する書類

※ 外枠は不要